平成２４年（フ）第３７４８号
神戸市中央区山本通４丁目４番25号　フォート中山203、申立時の住所大阪市天王寺区東高津町１番２―203号
債務者　大竹　拓也
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７２号
大阪市東淀川区大桐２丁目７番16―116号
債務者　小谷口　猛
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９０号
大阪市鶴見区鶴見３丁目４番９―305号
債務者　米田　律子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０７号
大阪市平野区平野東１丁目８番６号
債務者　遠山　和美（旧姓頼元）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０９号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―718号
債務者　西川　読人
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４４号
大阪府東大阪市横小路町１丁目５番７号
債務者　エノモト工業こと　榎本　篤志
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７３号
大阪府吹田市山手町１丁目22番40号
債務者　間永　哲丞
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５２号
大阪府枚方市釈尊寺町17番13―204号
債務者　森田　　修
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９５号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ10―405号
債務者　奥津　照子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３５号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番22号　オーナーズマンション101号
債務者　山﨑　重一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６８５号
大阪市東淀川区豊里７丁目31番15―206号
債務者　信藤　和江
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９１号
大阪府門真市大池町40番６号　ベルデハイツ大池402号
債務者　三藤加津美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３４号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目27番20号
債務者　小川　久子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５７号
大阪市旭区赤川１丁目３番27号　都マンション赤川303号
債務者　山田　陽子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９６号
大阪府枚方市東中振１丁目16番８―204号
債務者　加藤　眞佐
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７７号
大阪府寝屋川市美井元町10番25号
債務者　中東　由紀（旧姓前島）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７８号
大阪府四條畷市江瀬美町22番14号
債務者　松本　成子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部